



令和5年度第2回

川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

令和6年3月末で
経過措置期間が終了する事項について

健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係



令和6年3月末で経過措置が終了する項目について

- 1 虐待の防止
- 2 業務継続計画の策定等
- 3 認知症に係る基礎的な研修の受講
- 4 感染症対策の強化
- 5 栄養管理
- 6 口腔衛生の管理



経過措置期間の終了後の取扱いについて

経過措置期間の終了

⇒経過措置期間が設けられていた事項について、対応が必須となる。

令和3年度の介護報酬改定及び指定基準の改正において、3年の経過措置期間が設けられていた事項

⇒ 令和6年3月末で経過措置期間が終了

⇒ 令和6年4月以降、対応が必須



項目ごとの対象サービス種別一覧

No.	項目	対象サービス種別
1	虐待の防止	全サービス (居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等／介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院)
2	業務継続計画の策定等	
3	認知症に係る基礎的な研修の受講	
4	感染症対策の強化	



項目ごとの対象サービス種別一覧

No.	項目	対象サービス種別
5	栄養管理	施設系サービス (地域密着型介護老人福祉施設／介護老人福祉施設／ 介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療 院)
6	口腔衛生の管理	



1 虐待の防止

令和6年4月以降、対応が義務づけられる事項

- ① 委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 担当者の設置

【対象サービス種別】

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等
／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等／介護老人福祉施設／特別
養護老人ホーム／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院



2 業務継続計画の策定等

令和6年4月以降、対応が義務づけられる事項

- ① 計画等の策定
- ② 研修の実施
- ③ 訓練の実施
- ④ 計画の定期的な見直し

【対象サービス種別】

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等
／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等／介護老人福祉施設／特別
養護老人ホーム／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院



3 認知症に係る基礎的な研修の受講

令和6年4月以降、対応が義務づけられる事項

① 認知症介護基礎研修の受講

【対象サービス種別】

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等
／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等／介護老人福祉施設／特別
養護老人ホーム／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院



4 感染症対策の強化(居宅系サービス)

令和6年4月以降、対応が義務づけられる事項

- ① 委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 訓練の実施

【対象サービス種別】

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等
／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等



4 感染症対策の強化(施設系サービス)

令和6年4月以降、対応が義務づけられる事項

① 訓練の実施

【対象サービス種別】

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等
／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等



5 栄養管理

令和6年4月以降、対応が義務づけられる事項

- ① 個別計画の作成
- ② 計画に基づく栄養管理
- ③ 栄養状態の記録
- ④ 計画の定期的な評価及び見直し

【対象サービス種別】

地域密着型介護老人福祉施設／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院



6 口腔衛生の管理

令和6年4月以降、対応が義務づけられる事項

- ① **管理体制に係る** 計画の作成
- ② 計画に基づく口腔衛生の管理
- ③ 計画の定期的な見直し

【対象サービス種別】

地域密着型介護老人福祉施設／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院



業務継続(BCP)計画に載せる必要がある事項

①感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え
- b 初動対応
- c 感染症防止体制の確立

②災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応
- b 緊急時の対応
- c 他施設及び地域との連携



認知症に係る基礎的な研修の対象者について

Q. 介護に関わらない人（事務員等）も受講義務付けの対象か。

A. 必須ではありません。直接介護に関わる、初任者研修等の資格を有さない人が対象となります。

→ただし、直接介護に関わらない人であっても当該研修の受講を妨げるものではありません。



認知症に係る基礎的な研修の対象者について

Q. 外国人も認知症研修を受ける必要があるか。

A. 必須です。

→ただし、EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者は受講義務がありません。



各種訓練の手法について

机上を含めその実施手法は問いません。

机上及び実地で実施する訓練を組み合わせて、適切に実施してください。



令和6年3月末で
経過措置期間が終了する事項について

以上で終了です。

御清聴ありがとうございました。

